

住所
給与の支払を受ける人の令和3年1月1日(退職者は退職時)現在の住所(住民票登録地)を本人に確認のうえ、番地・方書まで詳細に記載してください。

給与所得控除後の金額
給与所得金額の速算表を参考に、給与所得金額を記載してください。所得金額調整控除がある場合は、所得金額調整控除額を控除した後の金額を記載してください。

社会保険料等の金額
「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額の合計額を記載してください。小規模企業共済等掛金の額がある場合は、内書してください。例の場合、社会保険料控除70万円のうち20万円が小規模企業共済控除であるということ。

摘要欄
①給与に前職が含まれている場合は前職の退職年月日、会社名、支払金額、社会保険料、源泉徴収税額を記載してください。
②同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)を有する方で、その配偶者が、障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください。(例:「氏名(同記)」)
③所得金額調整控除がある場合は下記の例にならって記入してください。ただし、扶養親族の氏名が「源泉・特別控除対象配偶者」「控除対象扶養親族」「16歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は本欄での記載を省略できます。
・同一生計配偶者が特別障害者の場合
→例) 鳴門 花子(同記)
・扶養親族が特別障害者又は23歳未満の場合
→例) 鳴門 一郎(調整)
※本人が特別障害者の場合は記載不要です。

(源泉・特別)控除対象配偶者
控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の氏名、フリガナ及び個人番号を記載してください。(年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者の氏名、フリガナ及び個人番号を記載してください。)

控除対象扶養親族
扶養控除の対象となる扶養親族の氏名、フリガナ及び個人番号を記載してください。

本人該当事項
本人が該当する欄に○印を記載してください。※改正前の寡婦(夫)控除や寡婦控除の特例の適用がある方は本欄に「○」をつけず、摘要欄に旧寡婦(夫)・旧特別の寡婦と記載してください。これには、年末調整の対象外の方、最後の給与等の支払を受ける日が令和2年3月31日以前の年末調整の対象になる方が該当する場合があります。

支払者
給与等の支払者の住所又は所在地、氏名又は名称、個人番号又は法人番号、電話番号を必ず記載してください。

<p>給与支払報告書(個人別明細書)記入例</p> <p>種別 (受給者番号)123-456789 (個人番号) 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1</p> <p>(役職名) 係長 (フリガナ) ナルト タロウ 氏名 鳴門 太郎</p>		<p>住所 鳴門市撫養町南浜字東浜2000番地</p>
<p>支払を受ける者 住所</p>	<p>種別</p> <p>給与等 6,000,000 源泉徴収税額 0</p>	<p>給与所得控除後の金額(調整控除後) 4,360,000</p> <p>所得控除の額の合計額 3,320,000</p>
<p>(源泉)控除対象配偶者 者の有無等 有 従有</p> <p>老人 有 従有</p> <p>配偶者(特別)控除の額 380,000</p>	<p>控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)</p> <p>特定 1 老人 1 1 その他 1 1</p> <p>16歳未満扶養親族の数 1</p> <p>障害者の数(本人を除く) 特別 人 1 1 1 1</p>	<p>源泉徴収税額 0</p> <p>社会保険料等の金額 700,000</p> <p>生命保険料の控除額 120,000</p> <p>地震保険料の控除額 50,000</p> <p>住宅借入金等特別控除の額 52,000</p>
<p>(摘要) 前職:(株)鳴門重工 令和2年3月31日退職 支払金額:1,500,000円、社会保険料:120,000円、源泉徴収税額:50,000円</p>	<p>生命保険料の内訳</p> <p>新生命保険料の金額 33,000 旧生命保険料の金額 150,000 介護医療保険料の金額 100,000 新個人年金保険料の金額 旧個人年金保険料の金額 78,000</p>	<p>住宅借入金等特別控除の内訳</p> <p>住宅借入金等特別控除適用区画(1回目) 1 居住開始年月日(1回目) 31年4月1日 住宅借入金等特別控除区分(1回目) 住(特) 住宅借入金等年末残高(1回目) 10,000,000</p> <p>住宅借入金等特別控除可能額 120,000 居住開始年月日(2回目) 住宅借入金等特別控除区分(2回目) 住宅借入金等年末残高(2回目)</p>
<p>(フリガナ) ナルト ハナコ (氏名) 鳴門 花子 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2</p> <p>(源泉・特別)控除対象配偶者</p>	<p>配偶者の合計所得 300,000</p> <p>国民年金保険料等の金額 150,000 旧長期損害保険料の金額 20,000</p> <p>基礎控除の額 所得金額調整控除額</p>	<p>6歳未満の扶養親族 1 (フリガナ) ナルト イチロウ (氏名) 鳴門 一郎 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3</p> <p>2 (フリガナ) ナルト ミロウ (氏名) 鳴門 次郎 個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4</p> <p>3 (フリガナ) ナルト ウシオ (氏名) 鳴門 潮 個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8</p> <p>4 (フリガナ) (氏名) 個人番号</p>
<p>未成 年者</p> <p>外 国 人</p> <p>死 亡 退 職</p> <p>災 害 者</p> <p>乙 欄</p> <p>本人が障害者 特別 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1</p> <p>寡 婦</p> <p>ひとり親</p> <p>勤 労 学 生</p> <p>中途就・退職</p> <p>就職 退職 年 月 日</p> <p>2 4 1</p> <p>受給者生年月日</p> <p>元号 昭和 40 1 1</p>	<p>給与を支払報告書(個人別明細書)は市町村提出用を1人につき2部作成し、総括表を付けて提出してください。徳島県統一基準に該当し、かつ、普通徴収を希望する従業員がいる場合は、個人住民税普通徴収該当理由書兼仕切紙をあわせてご提出ください。 ●問い合わせ・提出先 〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170番地 鳴門市役所税務課(市民税担当) TEL. 088-684-1129</p>	

氏名・個人番号
給与を支払を受ける人の個人番号・氏名・フリガナを必ず記載してください。

源泉徴収税額
年末調整後の源泉徴収税額を記載してください。年末調整をしない場合は、前年中に源泉徴収された税額の合計額を記載してください。

生命保険料の控除額・地震保険料の控除額
「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した金額をそれぞれ記載してください。

非居住者である親族の数
被扶養者のうち、国外居住である親族の数を記入。対象者の氏名の横の区分欄に○をしてください。

住宅借入金等特別控除の額・内訳
住宅ローン控除により、源泉徴収税額が0円になった場合は必ず、住宅借入金等特別控除の額、住宅借入金等特別控除可能額、居住開始年月日、住宅借入金等特別控除区分を記載してください(記載がない場合は、市・県民税での控除ができない場合があります)。

生命保険料の金額の内訳・旧長期損害保険料の金額
前年中に各種生命保険料、旧長期損害保険料の支払いがある場合は、必ず該当箇所に金額を記載してください。

所得金額調整控除の金額
所得金額調整控除の金額がある人で、年末調整をした方のみ記載してください。

基礎控除の額
「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。基礎控除の金額が48万円の場合は転記不要です。

16歳未満の扶養親族
16歳未満の扶養親族の氏名、フリガナ及び個人番号を記載してください。

中途就・退職
前年中に中途就職または退職(死亡退職も含む)の場合は、就職・退職欄に○印をつけ、その年月日を記載してください(○印の表示がないと、退職者でも在職扱いになる場合があります)。

受給者生年月日
給与を受ける人の本人確認に必要なため、必ず元号を漢字で生年月日を記載してください。

市町村提出用